○経済産業省告示第二百四十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百条において準用する同法第六十六条の規定によって指定製造事業者の指定の効力が失効したことを確認したので、同法第百五十九条第一項第四号の規定に基づき告示する。

平成二十七年十一月十八日

経済産業大臣　林　幹雄

計量法第百条において準用する同法第六十六条の規定によって指定製造事業者の指定の効力が失効した届出製造事業者

指定番号	指定年月日	失効年月日	事業の区分の略称	届出製造事業者の名称	指定の効力が失効した工場又は事業場の名称及び所在地
三六三七〇二	平成二十一年六月十九日	平成二十七年十月二十七日	最大需要電力計等	四国計測工業株式会社	四国計測工業株式会社多度津工場 香川県仲多度郡多度津町南鴨２００番地１

○国土交通省告示第千百五十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十一月十八日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　森山　**裕**

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
本城谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県神埼郡神河町比延
字本城　二七四番一七　一号
二七四番二　二号から七号まで
二七四番一五　八号
二七四番一六　九号から十三号まで
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
那波本町川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県相生市那波
字古宮　四六二番一〇　一号、二号及び八号から二十三号まで
四六二番一三　三号
四六二番一二　四号から七号まで

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大正川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県赤穂郡上郡町細野
字退嶽　一三一番三　一号から五号まで及び三十三号から三十五号まで
一三一番六一　六号
一三一番六〇　七号から十号まで
一三一番二　十一号、十二号及び二十九号から三十二号まで
一三一番一の一　十三号及び十四号
一三一番一　二十号及び二十三号から二十八号まで
一三一番一八　二十一号及び二十二号
一三一番四　三十六号から四十号まで
一三一番五　四十一号から四十六号まで
字岡之堂　二五三番二　十五号
二五二番一　十六号から十八号まで
字葛谷　二四七番一　十九号
二四五番二二　四十七号及び四十八号
二九五番二一　四十九号
二九五番二〇　五十号及び五十一号
二九五番一九　五十二号から五十五号まで

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
宮ノ谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県赤穂郡上郡町細野
字二本木　一九四番　一号
一九五番　二号
字退嶽　一三一番二二　三号及び四号
一三一番二〇　五号から九号まで
一三一番三三　十号から十四号まで
一三一番一四　十五号から十八号まで
一三一番一五　十九号
一三一番一六　二十号から二十二号まで
一三一番一七　二十三号から三十一号まで

○国土交通省告示第千百五十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十一月十八日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　森山　**裕**

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
平井川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（平成二十年国土交通省告示第千五百九号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
兵庫県川辺郡猪名川町笹尾
字加門田　一番一〇　一番一
一一番二　五〇番二
五〇番二　五三番二
五三番二　六六番
一番四　一番一〇地先道路敷　十七号から十九号まで
三番三　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
兵庫県川辺郡猪名川町笹尾
字堂谷　二四番二地先河川敷　一号
字西平井　一番二地先道路敷　二号
五一番二　三号
五〇番二　四号
五〇番二地先河川敷　五号
字加門田　七〇番　六号及び七号
五三番二　八号から十一号まで
五〇番二　十一号から十三号まで
六六番　十四号から十六号まで
一番一〇地先道路敷　十七号から十九号まで
ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域及び平成二十年国土交通省告示第千五百九号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
兵庫県川辺郡猪名川町笹尾
字西平井　四九番三　一号
三九番四　二号
三九番二地先河川敷　三号
字材ノ前　五番四　四号
五番四　七番三　七番六から七番八まで
字西平井　一番二　九番二
三八番三　三九番四及び三九番五
四九番三　四九番五から四九番七まで
五〇番二から五〇番四まで
五一番二　五二番二
五二番二地先無番地